

## 24 奨学金返還助成事業

高校や大学等を卒業し、地元で就労しながら奨学金を返還している方(予定者を含む)に対し、その返還額に応じて助成します。

※当該年度に認定申請をする方については、当該年度に返還助成対象者の認定を行い、認定を受けた方に対して、翌年度以降に助成を開始します。

担当課 教育委員会 教育推進課 教育総務・指導班  
☎0187(84)4914

対象者	美郷町に居住しながら奨学金を返還(予定者を含む)している方
内容	<p>【対象要件】次のいずれかに該当する方 (ただし、転居を伴う転勤者や公務員等は除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度以降に高校、大学等を卒業または中途退学し、令和3年4月1日以降に就職した方</li> <li>・令和元年度に高校、大学等を卒業または中途退学し、令和3年4月1日以降に初めて就職した方</li> <li>・令和2年度以降にAターンし、就職した方(大学等での就学以外で美郷町外に1年以上の居住実績がある方)</li> </ul> <p>【助成対象奨学金】・日本学生支援機構奨学金 ・秋田県育英会奨学金 ・美郷町奨学金 等</p> <p>【助成上限額】年額6万4,000円(最大5年)</p>

## 25 生涯学習団体バス利用助成事業

生涯学習団体がバスを借り上げて研修会等を実施する場合、バス借上料の一部を助成します。

担当課 教育委員会 生涯学習課 社会教育班  
☎0187(84)4915

対象者	生涯学習団体
助成額等	バス借上料の2分の1の額(上限額1万円)

## 26 スポーツ団体バス利用助成事業

スポーツ団体がバスを借り上げて各種大会等に参加する場合、バス借上料の一部を助成します。

担当課 教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興班  
☎0187(84)4916

対象者	美郷町スポーツ協会加盟団体および美郷町スポーツ少年団単位団
助成額等	バス借上料の2分の1の額(上限額1万円)

## 27 スポーツ少年団選手派遣事業

少年スポーツ活動の支援のため、スポーツ少年団の大会出場に係る選手派遣費の助成を行います。

担当課 教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興班  
☎0187(84)4916

対象者	予選を勝ち抜き、県大会以上に出場するスポーツ少年団								
助成額等	<table border="0"> <tr> <td>・交通費</td> <td>実額</td> </tr> <tr> <td>・宿泊費</td> <td>実額(規定あり)</td> </tr> <tr> <td>・大会参加料</td> <td>実額</td> </tr> <tr> <td>・帯同審判料</td> <td>上限額:1大会1万円</td> </tr> </table>	・交通費	実額	・宿泊費	実額(規定あり)	・大会参加料	実額	・帯同審判料	上限額:1大会1万円
・交通費	実額								
・宿泊費	実額(規定あり)								
・大会参加料	実額								
・帯同審判料	上限額:1大会1万円								

## 28 美郷町宿泊交流館合宿応援事業

美郷町宿泊交流館を利用して合宿等を行う、スポーツ・文化団体に対して助成します。

担当課 教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興班  
☎0187(84)4916

対象者	宿泊交流館を利用して合宿を行う5人以上の団体
助成額等	1人1泊につき1,000円 1団体当たり上限額30万円

# 福祉、保健・医療に関すること

## 福祉に関すること

## 29 シニア元気でいきいき支援事業

高齢者が元気でいきいきとした生活を送るため、はり・きゅう・マッサージ施術費、温泉施設利用料、バス・一般タクシー運賃を助成します。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班  
☎0187(84)4907

対象者	満65歳以上の方
助成額等	はり・きゅう・マッサージ施術費、温泉施設利用料、バス・一般タクシー運賃(普通自動車運転免許のない方が対象) 1人につき 合計1万5,000円相当の助成券を交付

### 30 軽度生活支援事業

高齢者のみの世帯等で心身の障がい、傷病等の理由により軽度の生活助成が必要な方に、除雪や草むしりなどの生活援助費用を助成します。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班  
☎0187(84)4907

対象者	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯で軽度の生活援助が必要な非課税世帯の方
助成額等	家の玄関前の除雪や家の周りの手入れ等を行う場合、利用単価の9割を助成 ※利用単価の1割を自己負担 【助成回数】 30分単位で年間40時間まで

### 31 雪下ろし等支援事業

高齢者のみの世帯等で、高齢、障がい、心身上の理由により自力で雪下ろしを行うことが困難な方に雪下ろしに掛かる費用の一部を助成します。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班  
☎0187(84)4907

対象者	70歳以上の高齢世帯のみの世帯等で、近親者の援助を受けることができず、自力での雪下ろしが困難な非課税世帯かつ同居家族以外の方の扶養となっていない方
助成額等	【雪下ろし分】 作業料金の2分の1以内の額 (1回当たり上限額1万5,000円) 【排雪車利用分】 排雪車利用料金の2分の1以内の額 (1回当たり上限額1万円) ※いずれも年間2回まで

### 32 配食サービス・見守り事業

調理が困難な高齢者の居宅訪問を行い、栄養バランスのとれた食事を提供し、併せて安否の確認を行います。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班  
☎0187(84)4907

対象者	65歳以上の高齢者世帯および心身の障がい、傷病等で調理困難な方
訪問回数	週1回または2回
利用料	【評価点数10点未満の方】 1回 300円 【評価点数10点以上の方】 1回 200円

### 33 生きがいデイサービス事業

介護認定等を受けていない高齢者を対象に、閉じこもり防止のため、週1回、通所による生きがい活動・入浴・送迎等のサービスを提供します。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班  
☎0187(84)4907

対象者	介護保険制度における要介護・要支援・事業対象者の認定を受けていないおおむね65歳以上の方等
利用時間	午前10時～午後3時
利用料	1回500円(食費別途)

### 34 ふれあい安心電話事業

専用の警報装置等を設置し、緊急時の対応や相談、安否確認を24時間体制で行います。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班  
☎0187(84)4907

対象者	おおむね65歳以上の一人暮らしの方や高齢者世帯、身体障がい者のみの世帯
利用料	無料 ※通話料は、自己負担です。

### 35 介護者支援事業

在宅で寝たきりの方などを常時介護している方に介護者手当を支給します。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班  
☎0187(84)4907

対象者	要介護4・5または身体障害者等級1種1級で特別障害者手当、特別児童扶養手当または福祉手当を受給していない方を介護している方
支給額	月額1万円

### 36 介護用品給付事業

在宅で寝たきりの方などを介護している家族等に紙おむつ・尿とりパットを支給します。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班  
☎0187(84)4907

対象者	要介護4・5の方または特別障害・障害児福祉手当を受給している方を介護している方等
内容	対象者に無料で紙おむつ・尿とりパットを支給

### 37 長寿祝い金事業

長寿をお祝いし、お祝い金を支給します。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班  
☎0187(84)4907

対象者	・満88歳の方 ※美郷町に10年以上居住している方 ・満100歳の方
支給額	【満88歳の方】 2万円 【満100歳の方】 10万円

### 38 老人クラブ補助事業

老人クラブ活動の活発化を助長し、自立促進を図るため、老人クラブと老人クラブ連合会の活動費の一部を助成します。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班  
☎0187(84)4907

対象者	・老人クラブ連合会 ・単位老人クラブ
助成額等	【老人クラブ連合会】 均等割および会員数割により補助金を交付 【単位老人クラブ】 均等割および会員数割により補助金を交付

### 39 高齢者住宅整備資金貸付事業

高齢者の専用居室等を増改築または改造する場合に、貸し付けを行います。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班  
☎0187(84)4907

対象者	60歳以上の方と同居する方
貸与額	1戸当たり上限額 200万円 ※事前に申請が必要です。

### 40 障害者住宅整備資金貸付事業

障がいのある方向けに居室等を増改築または改造する場合に、貸し付けを行います。

担当課 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

対象者	身体障害者手帳1級から4級の方(児も含む)、 または療育手帳Aの方(同居する親族も可)
貸与額	1戸当たり上限額 200万円 ※事前に申請が必要です。

### 41 地域生活支援事業

障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、日中一時支援などを行います。

担当課 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

対象者	該当する障がいのある方
利用料・助成割合	【相談支援、手話通訳者等の派遣】 無料 【日常生活用具の給付、日中一時支援】 利用料金の9割を助成 ※利用料金の1割を自己負担 ※手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、 日中一時支援は事前に申請が必要です。

### 42 更生医療・補装具費給付事業

障がいを軽くしたり、回復させるために必要な医療の給付を行います。また、障がいのある部分を補って日常生活や働くことを容易にする用具の給付(修理)を行います。

担当課 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

対象者	該当する障がいのある方(更生医療は18歳以上の方)
助成額等	更生医療費・補装具費の9割を助成 ※費用の1割を自己負担 (補装具費は、町民税非課税世帯の場合、 自己負担なし) ※事前に申請が必要です。

### 43 育成医療費給付事業

障がいを軽くしたり、回復させるために必要な医療の給付を行います。

担当課 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

対象者	該当する障がいのある方(18歳未満の方)
助成額等	育成医療費の9割を助成 ※費用の1割を自己負担 ※事前に申請が必要です。

## 44 障害者手帳所持者割引事業

障害者手帳を所持している方に対し、スポーツや文化芸術を通じた、健康保持や社会参加の促進を図るため、一部の公共施設の割引を実施します。

担当課	割引について
	商工観光交流課 観光班 ☎0187(84)4909 生涯学習課 歴史文化財班 ☎0187(84)4040 スポーツ振興班 ☎0187(84)4916 障害者手帳について 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

対象者	障害者手帳所持者
助成額等	対象施設 ・町内温泉施設(大人) ・学友館(展示館入館料) ・歴史民俗資料館(観覧料) ・坂本東嶽邸(観覧料) ・プールパークみさと(大人) ・サン・スポーツランド千畑プール(大人・小人) 割引額 100円(他の割引との併用はできません) ※割引の適用には、障害者手帳等の提示が必要です。

## 45 自動車の運転免許取得費・改造費助成事業

障がいのある方の自立した日常生活と社会参加促進のため、自動車運転免許の取得費用や自動車の改造費用を助成します。

担当課 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

対象者	【免許取得費用】 身体障害者手帳1級から4級(肢体または聴覚)、または療育手帳をお持ちの方 【自動車改造費用】 身体障害者手帳1級から3級(上肢、下肢または体幹)をお持ちの方
助成額等	【免許取得費用】 上限額 10万円 ※免許証交付後6カ月以内に申請が必要です。 【自動車改造費用】 上限額 10万円 ※改造前に申請が必要です。

## 46 透析通院者支援事業

透析通院者の負担を軽減するため、通院交通費相当額を助成します。

担当課 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

対象者	身体障害者手帳(腎臓)をお持ちの方で人工透析(血液透析)を受けている方
助成額等	通院1回につき450円

## 47 福祉医療費扶助事業(障がい者)

障がいのある方の負担軽減のため、医療費の自己負担額を助成します。

担当課 福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

対象者	身体障害者手帳1級から3級の方、または療育手帳Aの方 ※身体障害者手帳4級から6級の方は65歳以上が対象です。 (ただし、社会保険本人は対象外となります。また、所得により対象外になる場合があります)
助成額等	自己負担額の全額

## 48 生活困窮者等自立相談支援事業

生活のこと、仕事のこと、家族のことなどにお困りの方の相談を生活困窮者等自立相談支援員がお聞きし、解決に向けた提案や解決までのお手伝いをします。

担当課 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

対象者	美郷町民
助成額等	無料

## 保健・医療に関すること

### 49 人間ドック等助成事業

病気の早期発見と健康管理を図るため、人間ドック等受診費用の一部を助成します。町では、人間ドックを特定健康診査に相当する健診とみなしています。

担当課 福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

対象者	国民健康保険被保険者で満40歳以上の方、または後期高齢者医療被保険者の方
助成額等	【日帰りドック】 ・一般の方 2万円 ・還暦の方 3万円 【宿泊ドック】 3万円 【脳ドック】 2万円

**50**

**妊産婦健診助成事業・新生児聴覚検査・妊婦歯科健診助成事業**

妊産婦・新生児の健康管理および経済的負担の軽減のため、健康診査に必要な費用を助成します。

**担当課** こども子育て課 こども家庭班 ☎0187(84)4904

<b>対象者</b>	母子手帳の交付を受け、町内に住民票を有している妊産婦・新生児
<b>助成等</b>	妊婦健診17回・妊婦歯科健診1回 産後健診1回・母乳育児相談3回・新生児聴覚検査1回 ※母子手帳交付時に医療機関に提示する受診票をお渡しします。この受診票の検査分は無料です。(上限を超えた場合は自己負担があります)

**51**

**おたふくかぜ予防接種事業**

子どものおたふくかぜの予防と保護者の経済的な負担を軽減するため、おたふくかぜワクチンの予防接種費用の一部を助成します。

**担当課** こども子育て課 こども家庭班 ☎0187(84)4904

<b>対象者</b>	初回 1歳から2歳未満児 追加 年長児(5歳から7歳未満児) ※おたふくかぜ予防接種を2回受けている児童、おたふくかぜにかかったことがある児童は対象外です。
<b>助成額等</b>	3,000円 ※予診票はこども子育て課で発行します。協力医療機関に予診票を提示することで自己負担額から助成額が差し引かれて請求されます。

**52**

**インフルエンザ予防接種事業**

季節性インフルエンザのまん延を防止するため、予防接種費用の一部を助成します。

**担当課** 福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900  
こども子育て課 こども家庭班 ☎0187(84)4904

<b>対象者</b>	高校生以下の児童、妊婦、60歳以上65歳未満のハイリスク者および65歳以上の方
<b>助成額等</b>	2,000円 ※予診票は協力医療機関にあります。直接協力医療機関で接種してください。接種後は自己負担額から助成額が差し引かれて請求されます。

**53**

**成人予防接種事業(風しん)**

風しんの感染拡大の防止と、先天性風しん症候群が発症することを予防するため、その接種費用を助成します。

**担当課** 福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900  
こども子育て課 こども家庭班 ☎0187(84)4904

<b>対象者</b>	①昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性のうち抗体価の低い方 ②妊娠を希望する女性(満19歳から49歳未満) ③免疫が十分でない妊婦のパートナーと同居家族 ※②・③については、風しんにかかったことのある方、風しんの予防接種を2回以上受けたことのある方、妊娠中の方は対象外です。
<b>助成額等</b>	【①に該当する方】抗体検査および予防接種に係る費用全額(各1回) 【②・③に該当する方】予防接種に係る費用全額(1回) ※接種前に手続きが必要です。

**54**

**成人予防接種事業(成人用肺炎球菌)**

高齢者の肺炎球菌による肺炎などを予防する目的で、接種費用を助成します。

定期接種(積極的に勧奨する年齢)の方には、予診票を郵送します。

**担当課** 福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

<b>対象者</b>	①令和6年度中に65歳となる方 ②60歳以上65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に障がいのある身体障害者手帳1級程度の方 ※①・②とも過去に「ニューモバックスNP」の予防接種を受けたことのある方は除く。
<b>助成額等</b>	3,000円 ※協力医療機関に予診票を提示することで、自己負担額から助成額が差し引かれます。

**55**

**带状疱疹予防接種事業**

带状疱疹の発症を予防することを目的に、带状疱疹ワクチンの予防接種費用の一部を助成します。

**担当課** 福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

<b>対象者</b>	50歳以上の方
<b>助成額等</b>	次のいずれか一方のワクチン接種に対しての助成となり、生涯において1回のみとなります。 不活化ワクチン(2回接種) 1回につき1万円 生ワクチン(1回接種) 5,000円 ※予診票は福祉保健課で発行します。協力医療機関に予診票を提示することで自己負担額から助成額が差し引かれて請求されます。

## 56 不妊治療・不育症治療費助成事業

一般不妊治療・特定不妊治療・不育症治療を受けた夫婦の経済的負担の軽減のため、治療および検査に要した費用の一部を助成します。

担当課 こども子育て課 こども家庭班  
☎0187(84)4904

対象者 一般不妊治療、特定不妊治療(体外受精、顕微授精・男性不妊治療)、不育症治療を受けた夫婦

助成額等  
【一般不妊治療】治療1回につき9万円以内  
【特定不妊治療】治療1回につき3万円以内  
【不育症治療】治療1回につき15万円以内

## 57 がん患者補正具購入費助成事業

がん治療を行っている方に対し、補正具(医療用かつら・乳房)の購入に要する費用の全部または一部を助成することにより、精神的・経済的負担の軽減や早期の社会復帰を促すことを目的に補助金を交付します。

担当課 福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

対象者 町内に住所を有し、がんと診断され治療を行っている方

助成額等  
【医療用かつら(ウィッグ)】  
1人につき1回限り、上限額3万5,000円  
【乳房補正具】  
1人につき1回限り、上限額2万円

## 58 高額医療費貸付事業

高額な医療費の支払いの負担を軽減するため、高額療養費支給の対象となるとき(1カ月の自己負担額が一定の限度額を超えたとき)、高額療養費の支給を受けるまでの間、資金を貸し付けます。  
※町から医療機関(病院など)へ支払います。

担当課 福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

対象者 国民健康保険被保険者

貸付額 高額療養費として支給される額の9割

## 59 後期高齢者医療歯科健康診査事業

後期高齢者の口腔機能の維持を図り、肺炎等の疾病を予防するため、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックする歯科健康診査費用を助成します。

担当課 福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

対象者 後期高齢者医療被保険者で満75歳以上の方

助成額等 受診券を配布します。  
医療機関窓口での自己負担はありません。

# 農林業、商工業に関すること

## 農林業に関すること

### 60 農業用無人航空機操縦者育成事業

病虫害防除のために農業用無人航空機のおペレーター技能を取得した方が所属する団体に補助金を交付します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者 無人航空機を保有または導入が見込まれる町内の水稲病虫害防除事業実施団体や、農業法人および集落営農組織等の構成員等で、町民の方  
※ことしの1月から12月までに教習を受けた方

助成額等 オペレーター技能を新たに取得するために要した受講料(税抜額)の3分の1以内の額  
※対象者1人当たりの限度額は10万円

### 61 営農継続支援事業

営農を維持・継続する農業者等に対し、機械・施設等の購入経費の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者 ・認定農業者および認定就農者  
・認定農業者以外の農業者で63歳未満の方

助成額等 【認定農業者等】機械等購入費(税抜)の6分の1以内の額(上限額50万円)  
【認定農業者以外】機械等購入費(税抜)の2分の1以内の額(上限額50万円)  
※7年間の営農継続が条件 ※中古機械等も可  
※アタッチメントをはじめとする付属品のみは対象外  
※税抜事業費の下限額は10万円